

小規模多機能型居宅介護事業所 なじみの家

重 要 事 項 説 明 書

令和 年 月 日

当事業所は、介護保険の指定を受けています
(沼田市指定 第1090600287号)

当事業所は、ご利用なさる方に対し小規模多機能居宅介護サービスを提供致します。
事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次の通り説明致します。

目次

1・事業者	1
2・事業所の概要	2
3・事業実施地域及び営業時間	3
4・職員の配置状況	3
5・当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6・秘密保持と個人情報保護	8
7・運営推進会議の設置	8
8・非常災害時の対応	8
9・サービス提供に関する相談・苦情の受付について	9
10・相談・苦情の解決の手順	10
11・サービス利用にあたっての留意事項	10
12・説明確認同意署名	11

1・施設経営法人

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人久仁会 |
| (2) 法人所在地 | 沼田市久屋原町414-1 |
| (3) 電話番号 | 0278-25-9292 |
| (4) 代表者氏名 | 田中志子 |
| (5) 設立年月日 | 平成19年12月10日 |

2・ご利用事業所の案内

- | | |
|--------------|---------------------------------|
| (1) 事業所の種類 | 指定小規模多機能型居宅介護 指定介護予防小規模多機能型居宅介護 |
| (2) 事業所名 | 小規模多機能型居宅介護事業所 なじみの家 |
| (2) 所在地 | 沼田市戸鹿野町蕨平349-4 |
| (3) 電話番号 | 0278-25-9188 |
| (4) F A X 番号 | 0278-25-9118 |
| (5) 代表者名 | 施設長 大嶋 玲子 |
| 管理者氏名 | 高橋 直哉 |

(6) 事業所の運営方針

住み慣れた地域で生活するために、介護保険法令に従い、ご利用なさる方が自宅で可能な限り暮らし続けられるような生活支援を目的とし、通いサービス、訪問サービス、宿泊サービスを柔軟に組み合わせてサービスを提供致します。

(7) 開設年月日 2022年4月1日

(8) 利用定員 29名
(1日の通い定員15人 1日の宿泊定員9人)

3・事業所の概要

①建物の構造 木造平屋建て

②建物の延べ床面積 322・95㎡

③敷地面積 1142㎡

4・居室の概要

居室・設備の種類	室数	備考
個室 (13・04㎡)	9	洗面所・収納庫は居室内に設置
デイサービス室 (47・8㎡)	1	
居間	1	畳み・座卓炬燵あり
食堂	1	テーブル・椅子
台所	1	対面キッチン
浴室	1	自立浴槽2台
消防設備		自動火災報知器・消火器

※ 上記は、厚生労働省が定める基準により、指定小規模多機能型居宅介護に必置が義務付けられている施設・設備です。

5・事業実施

(1) 通常の事業の実施地域 沼田市在住者

※上記以外の地域の方は原則として当事業所のサービスは利用出来ません

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休
通いサービス	月曜日から日曜日 9時～17時
訪問サービス	24時間
宿泊サービス	月曜日から日曜日 17時～9時

※受付・相談日についてはいつでも応じます。

6・職員の配置状況

当事業所では、利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護サービス及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置してい

ます。

主な職員の配置状況

従業者の職種	常勤	非常勤	指定基準	職務内容
1・管理者	1名		1名	事業内容調整
2・介護支援専門員	1名以上		1名	サービスの調整・相談業務
3・介護員	8名以上		5名	日常生活の介護・相談業務
4・看護師	1名以上		1名	健康チェック等の医療業務

主な職種の勤務体制

職種	勤務体制
1・管理者	勤務時間9時～18時を基本とするシフト制
2・介護支援専門員	勤務時間9時～18時を基本とするシフト制
3・介護職	主な勤務時間：9時～18時を基本とするシフト制 夜間の勤務時間：22時～7時を基本とするシフト制
4・看護師	勤務時間9時～18時を基本とするシフト制
5・その他	利用者の状況に対応した勤務時間を設定します

7・当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて以下の2つの場合があります。

- ・利用料金が介護保険から給付される場合（介護保険の給付対象となるサービス）
- ・利用料金の前額をご契約者に負担頂く場合（介護保険の給付対象とならないサービス）

1. 介護保険の給付対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、利用料金の7～9割が介護保険から支給され、利用者の自己負担は負担割合証に示された1～3割の金額となります。ア～ウのサービスを具体的にそれぞれどのような頻度、内容で行うかについては、ご契約者と協議の上、小規模多機能型居宅介護計画に定めます。

<サービスの概要>

ア・通い・宿泊サービス

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排泄、健康チェック、送迎支援等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。

① 食事

- ・食事の提供及び食事の見守り及び介助を行います。

② 入浴

- ・入浴又は清拭を行います。
- ・衣服の脱着、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。
- ・入浴サービスの利用は任意です。

③ 排泄

- ・ 利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。

④ 機能訓練

- ・ 利用者の状況に適した機能訓練を行い、身体機能低下を防止するよう努めます。

⑤ 健康チェック

- ・ 血圧測定、検温等を行い利用者の全身状態の管理を行います。

⑥ 送迎サービス

- ・ 利用者の希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。

イ 訪問サービス

- ・ 利用者宅の自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活状のお世話を提供致します。
- ・ 訪問サービス実施の為に必要な備品等（水道・ガス・電気含む）は無償で使用させて頂きます。
- ・ 訪問サービスの提供にあたって、次に該当する行為は致しません
 - ① 医療行為
 - ② 利用者もしくはその家族からの金銭又は物品の授受
 - ③ 飲酒及び利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
 - ④ 利用者もしくはその家族に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
 - ⑤ その他契約者もしくはその家族が行う迷惑行為

ウ 相談・助言等

利用者及びその家族の日常生活上における介護等に関する相談・助言・申請代行を行います。

8・小規模多機能型居宅介護計画の作成（契約書第2条参照）

介護支援専門員は、指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を開始する際には、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活が継続できるよう地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境並びに家族等介護者の状況を十分に把握し、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせる事により地域での暮らしを支援するものです。

小規模多機能型居宅介護サービス計画は他の従業者と協議の上、援助目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容を記載した小規模多機能型居宅介護計画を個別に作成致します。また、実施状況を評価し計画の内容及び評価結果等は書面に記載して利用者に説明の上交付します。

9・サービス利用料金（契約書第3条参照）

ア 通い・訪問・宿泊（介護費用分）全てを含んだ一月単位の包括費用の額

利用料金は「厚生大臣が定める介護報酬告示上の額」とし一ヶ月毎の包括費用（定額）です。

別紙の「利用者負担金」表によって、利用者の要介護度に応じたサービス料金がかかります。

- ・ 利用者の体調不良や状態の変化により小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より利用が少なかった場合、または小規模多機能型居宅介護計画に定めた期日より多く利用した場合であっても、日割りでの割引または増額は致しません

- ・ 月途中から登録した場合又は月途中で登録を終了した場合には、登録期間に応じて日割り計算した料金をおし払い頂きます。なお、この場合の「登録日」及び「登録終了日」とは以下の日を指します。
登録日・・・利用者が当事業所と利用契約を結んだ日ではなく、通い、訪問、宿泊のいずれかのサービスを実際に利用開始した日
登録終了日・・・利用者と当事業所の利用契約を終了した日
- ・ 利用者がまだ介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払い頂きます。要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）。
償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行う為必要となる事項を記載した「サービス提供証明」を交付致します。
- ・ 利用者に提供する食事及び宿泊に係わる費用は別紙料金表によって徴収致します。
- ・ 介護保険から給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更致します。

イ 加算（１日につき）

小規模多機能型居宅介護事業所に登録してから起算して３０日以内の期間については、初期加算として加算分に自己負担が必要となります。３０日を超える入院をされた後
に再びサービスを開始された場合も同様です。

１・加算対象サービスとサービス料金	初期加算（３０日まで）３００円（１日あたり）
２・介護保険から給付される金額	２７０円（１日あたり）
３・サービス利用に係わる自己負担額（１－２）	３０円（１日あたり）

２. 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第４条参照）

別紙の「利用者負担金」表を参照

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者の負担となります。

サービスの概要と利用料金

ア 食事の提供（食事代）

当事業所では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

利用者に提供する食事に要する費用です

イ 宿泊に要する費用

ウ 理髪・美容

理容師・美容師の出張サービスが受けられます。

エ レクリエーション活動

ご契約者の希望によりレクリエーション活動に参加して頂く事が出来ます。

利用料金：材料代等の実費を頂きます。

カ 複写物の交付

ご契約者は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧出来ますが、複写物を

必要とする場合には実費をご負担頂きます

エ 日常生活上必要となる諸経費実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担して頂く事が適当であるものに係る費用を負担頂きます。

オ 通常の事業実施地域以外の利用者に対する交通費

通常の事業実施地域は、沼田市全域です。通常の事業実施を超えて行うサービス提供については、その実費を徴収致します。

訪問サービスを提供した場合

- ① 事業所から片道10キロメートル未満 無料
- ② 事業所から片道10キロメートル以上15キロメートル未満 200円
- ③ 事業所から片道15キロメートル以上 300円

送迎サービスを提供した場合

- ① 事業所から片道10キロメートル未満 無料
- ② 事業所から片道10キロメートル以上15キロメートル未満 200円
- ③ 事業所から片道15キロメートル以上 300円

- ・ 前各項のお支払いを受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用毎に区分）について記載した領収書を交付致します。
- ・ 経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更する事があります。その場合、事前に内容の変更する事由について、変更を行う日から2ヶ月前までにご説明致します。

(3) サービス利用料金（契約書第5条参照）

利用料金のお支払い方法

前記、(1)(2)の料金・費用は、1ヶ月毎に計算し、ご請求致しますので翌月20までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

- ① 預金口座振替（指定日に残高不足等で振替が出来なかった場合の再振替手数料は利用者様ご負担となります）
- ② 事業所での現金支払い
- ③ 指定口座への振り込み

群馬銀行沼田駅前支店 普通預金 口座番号0407495
社会福祉法人 久仁会 特別養護老人ホームまごころ
小規模多機能居宅介護事業所 なじみの家

介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月毎の包括費用（定額）のため、サービスの利用回数を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。ただし介護保険の対象外のサービスについては、お支払い頂く場合があります。

3. 利用の中止、変更、追加

- ・ 小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画にさだめられた内容を基本としつつ、契約者の日々の状態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービス又は宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。

- ・ 利用予定日の前に、ご契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加する事が出来ます。
この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業所に申し出て下さい。
- ・ サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者利用者の希望する日時にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

(サービス提供の記録)

提供したサービスについては、その都度「サービス提供記録」に記載し、その控えを利用者に交付します。

9・秘密保持と個人情報の保護（契約書第7条・第8条参照）

1. 利用者及びその家族に関する秘密の保持について
事業者及び従業者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及び家族に関する秘密を正当な理由無く、第三者に漏らしません。また従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。
2. 個人情報の使用・提供に関する注意事項について
事業者は前項の規定にかかわらず、事業所での介護サービスの提供以外の目的で外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとします。

10・運営推進会議の設置（契約書第9条参照）

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供に当たり、サービスの提供状況について定期的に報告すると共に、その内容についての評価、要望、助言を受けるため、下記の通り運営推進会議を設置しています。

<運営推進会議>

構成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、沼田市高齢福祉課、小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等

開催：隔月で開催

議事録：運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

11・協力医療機関、バックアップ施設

<協力医療機関・施設>

医療法人大誠会 内田病院

住所：沼田市久屋原町 3 4 5 - 1

電話：0 2 7 8 - 2 3 - 1 2 3 1

社会福祉法人久仁会 特別養護老人ホームまごころ

沼田市戸鹿野町 3 7 5 - 1

電話：0 2 7 8 - 2 2 - 8 8 1 1

1 1 ・非常災害対策

自動火災報知器・消火器等消防法による設備を設置しています。

非常災害時に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め年 2 回（5 月・1 1 月）に避難訓練及びその他必要な訓練を行います。

利根沼田広域消防本部への届け日：2 0 0 8 年 9 月 1 8 日

防火管理者：特別養護老人ホームまごころ 平島 領寛

火気・消防等責任者；管理者 高橋 直哉

1 2 ・サービス利用にあたっての留意事項

契約解除（契約書第 1 3 条参照）

（1）以下の事項に該当する場合には、契約の解除をしていただくことがあります。

①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが 3 か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも係わらずこれが支払われない場合

③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

④ご契約者が連続して 3 か月を超えて病院又は診療所に入院することが見込まれる場合もしくは入院した場合。3 か月以内の退院が見込まれない場合には、書面をもって契約を解除する場合があります。

⑤ご契約者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

⑥ご契約者が心身の状況が自立と判定された場合

⑦ご契約者が死亡した場合

⑧事業所が解散命令を受けたり破産又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。

⑨事業所の滅失や重大な毀損によりサービスの提供が不可能になった場合。

⑩事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合

（2）契約解除後のための援助

ご契約者が、当事業所と契約解除をする場合には、ご契約者の希望により、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な契約解除のために必要な援助をご契約者に対して速やかに行います。

13・サービス提供に関する相談・苦情の受付について（契約書第22条参照）

1. 当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます

○苦情受け付け窓口（担当者） 管理者 高橋 直哉
 ○受付時間 随時 9時00分～18時00分
 ○事業所連絡先 電話 0278-25-9188

(2) 行政機関その他苦情受け付け期間

沼田市健康福祉部高齢福祉課	所在地 沼田市下之町888 電話番号 0278-23-2111 FAX 0278-23-2941
国民健康保険団体連合会	所在地 前橋市元総社町335-8 電話番号 027-290-1363 FAX 027-255-5308
群馬県社会福祉協議会	所在地 前橋市新前橋13-12 電話 番号 027-255-6033 FAX 027-255-6173

苦情解決の体制・及び手順

苦情又は相談があった場合には、迅速かつ適切に利用者の状況を把握するように努め、当該苦情内容を記録すると共に、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力すると共に市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って改善を行います。

事業所は利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って改善を行います。

令和 年 月 日

指定小規模多機能型居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定介護老人福祉施設 小規模多機能型居宅介護支援事業所 なじみの家

印